（港湾労働法施行規則の一部改正）

第九条　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号リ中「及び履歴書」を「、履歴書及び第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）」に改め、同条第六項中「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「及び履歴書」を「、履歴書及び受講証明書」に改める。

第十六条第二項第一号中「及びニからチまで」を「、ニからチまで及びリ（受講証明書に係る部分に限る。）」に改め、同項第二号中「及びチ」を「、チ及びリ（受講証明書に係る部分に限る。）」に改める。

第十八条第一項中「十日以内（」の下に「次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合及び」を加え、同条第三項中「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「履歴書及び受講証明書」に改める。

第二十三条第一項中「昭和六十一年労働省令第二十号。」を削り、同条第二項中「という。）」の下に「、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と」を、「第十九条ただし書」の下に「、第二十二条第四号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号」を加え、同条第三項中「に関しては」を「に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とし」に、「第三十四条第二号ただし書」を「第二十二条第四号、第三十四条第二号ただし書」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）	第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
	第四十二条第二項の規定による派遣先管理台帳の保存

別表第二労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）	第三十三条の三第三項の規定による書面の保存
	第三十三条の四第二項の規定による書面の保存

別表第二労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成及び記載
	第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成及び記載

別表第三労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の項を削る。

第二章　経過措置

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第三項の厚生労働省令で定める事項）

第十一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

第十二条　平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が平成二十七年改正法第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条において「新法」という。）第五条第一項の規定による労働者派遣事業の許可を申請するときは、申請者が法人である場合にあっては第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第二項第一号イからハまでに掲げる書類を、申請者が個人である場合にあっては同項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

第十三条　平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第六項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する新法第五条第二項の届出書を提出するときは、新規則第一条の二第二項第一号イからハまでに掲げる書類を添付することを要しない。

第十四条　平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する新規則第八条、第十条、第十九条、第二十条、第二十九条の二及び第五十五条の規定の適用については、新規則第八条第一項中「法第十一条」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、法第五条第二項第四号」と、「当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）」とあるのは「労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）」と、同条第三項中「法第十一条第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出」とあるのは「届出」と、「労働者派遣事業変更届出書又は労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の二第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）」とあるのは「労働者派遣事業変更届出書には、第一条の二第二項に規定する書類（同項第一号イからニまで、ト（労働者派遣事業を行う事業所に係る権利関係を証する書類に限る。以下この項において同じ。）及びチ（受講証明書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）並びに同項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ト及びチに係る部分に限る。）に掲げる書類に限る。）のうち当該変更事項に係る書類」と、同条第四項中「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項であつて法第五条第二項第四号」と、「履歴書及び受講証明書」とあるのは「履歴書」と、新規則第十条中「十日以内に、労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて」とあるのは「十日以内に」と、新規則第十九条中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、「法第八条第三項、法第十一条第一項若しくは第四項又は第四条第一項」